



平成 21 年 3 月 31 日

各 位

会社名 シ ン キ 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 常 峰 仁
(コード番号：8568 東証第一部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 根 本 要
TEL：03-3345-9341
URL：<http://www.shinki.co.jp>

臨時株主総会及び普通株式の株主による 種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 31 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 4 日開催予定の臨時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会招集のための基準日等について

当社は、平成 21 年 6 月 4 日開催予定の臨時株主総会における権利を行使できる株主並びに普通株式の株主による種類株主総会における権利を行使することができる普通株式の株主をそれぞれ確定するため、平成 21 年 4 月 16 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、上記臨時株主総会における権利を行使することができる株主とし、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式の株主をもって、上記普通株式の株主による種類株主総会における権利を行使することができる普通株式の株主とすることを決議し、下記のとおり当該基準日に関する公告をすることといたしました。

記

- | | |
|----------|---|
| (1) 基準日 | 平成 21 年 4 月 16 日 (木) |
| (2) 公告日 | 平成 21 年 4 月 1 日 (水) |
| (3) 公告方法 | 電子公告 (当社ホームページに掲載いたします。)
http://www.shinki.co.jp/koukoku/index.html |

2. 臨時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会の日程・付議議案の予定について

平成 21 年 3 月 19 日付け「当社株式に対する公開買付けの結果および主要株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、株式会社新生銀行及び G E コンシューマー・ファイナンス株式会社の株式所有割合の合計が 90% 以上となったため、今般、当社は、両社より完全支配化手続のための臨時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会開催の要請を受けました。

上記要請を受けて完全支配化手続を実施するため、当社は、臨時株主総会を平成 21 年 6 月 4 日に開催し、①当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

また、当社は、上記臨時株主総会において上記議案①が決議されると、会社法上の種類株式発行会社となりますが、上記議案②の決議に基づく定款変更の効力発生については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、普通株式の株主による種類株主総会の決議が必要となりますので、臨時株主総会と併せて普通株式の株主による種類株主総会を平成 21 年 6 月 4 日に開催し、上記臨時株主総会における上記議案②の決議に基づく定款変更の効力発生について決議すること等の議案を付議する予定です。

以上のような予定であることから、上記基準日設定公告により、臨時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会招集のための基準日を設定することといたしました。

なお、上記の臨時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会の開催日及び開催場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上